

## 【表紙】

|            |                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                                                       |
| 【提出先】      | 東海財務局長                                                                      |
| 【提出日】      | 平成28年 6 月28日                                                                |
| 【会社名】      | レシップホールディングス株式会社                                                            |
| 【英訳名】      | LECIP HOLDINGS CORPORATION                                                  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 杉 本 眞                                                               |
| 【本店の所在の場所】 | 岐阜県本巣市上保1260番地の 2                                                           |
| 【電話番号】     | 058-324-3121                                                                |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員管理本部長 品 川 典 弘                                                           |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岐阜県本巣市上保1260番地の 2                                                           |
| 【電話番号】     | 058-324-3121                                                                |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員管理本部長 品 川 典 弘                                                           |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) |

## 1【提出理由】

平成28年6月22日開催の当社第64回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月22日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金7円50銭

#### 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」。平成27年5月1日施行）により、導入された監査等委員会設置会社制度に移行するために、定款の一部を変更するもの。また改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴う変更、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定の新設、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる規定の新設、その他各変更に伴う所要の変更等を行うもの。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、杉本眞、山口芳典、長野晴夫、杉戸庸晃の4氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、木村静之、杉山涼子、内木一博の3氏を選任する。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、武藤玲央奈氏を選任する。

#### 第6号議案 会計監査人選任の件

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任する。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内に設定する。

#### 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額72百万円以内に設定する。

#### 第9号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

現在導入されている取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等を継続する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 無効（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|-------|--------|-------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 99,154 | 913   | 0     | 6     | （注）1 | 可決（99.08％）       |
| 第2号議案 | 96,965 | 3,100 | 0     | 8     | （注）2 | 可決（96.89％）       |
| 第3号議案 |        |       |       |       | （注）3 |                  |
| 杉本 眞  | 99,163 | 904   | 0     | 6     |      | 可決（99.09％）       |
| 山口 芳典 | 99,354 | 713   | 0     | 6     |      | 可決（99.28％）       |
| 長野 晴夫 | 99,352 | 715   | 0     | 6     |      | 可決（99.27％）       |
| 杉戸 庸晃 | 99,855 | 212   | 0     | 6     |      | 可決（99.78％）       |
| 第4号議案 |        |       |       |       | （注）3 |                  |
| 木村 静之 | 99,841 | 226   | 0     | 6     |      | 可決（99.76％）       |
| 杉山 涼子 | 98,230 | 1,837 | 0     | 6     |      | 可決（98.15％）       |
| 内木 一博 | 99,771 | 296   | 0     | 6     |      | 可決（99.69％）       |

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 無効（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|-------|--------|-------|-------|-------|------|------------------|
| 第5号議案 | 99,524 | 543   | 0     | 6     | （注）3 | 可決（99.45%）       |
| 第6号議案 | 99,828 | 239   | 0     | 6     | （注）1 | 可決（99.75%）       |
| 第7号議案 | 99,289 | 778   | 0     | 6     | （注）1 | 可決（99.21%）       |
| 第8号議案 | 99,419 | 647   | 0     | 7     | （注）1 | 可決（99.34%）       |
| 第9号議案 | 99,031 | 1,036 | 0     | 6     | （注）1 | 可決（98.95%）       |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上